

## 懇談会における意見と中間論点整理

目次と関係する主な意見	中間論点整理における記述状況	中間論点整理に反映しない理由
<p>1．はじめに</p> <p>2．林業普及指導事業の基本的役割</p> <p>普及職員が専門知識を活かして林業者の問題を解決して欲しい。</p> <p>普及の役割として、木材生産中心ではなく、水源のかん養など森林の公益的機能を発揮するために技術を指導することがまず重要。</p> <p>基本的な役割の部分については、単に技術を地域に浸透させていくだけでなく、地域の人達が森林の多面的機能とか公益的な役割に対する正しい理解を持つために適切な指導を行うということを追加できないか。</p> <p>3．林業普及指導事業の現状</p> <p>4．林業普及指導事業の在り方の見直しの必要性</p> <p>最近では林業者の林業に対する意欲がなくなっている。このような状況の中で普及のターゲットをどうするかが一番のテーマと考える。</p> <p>AG等の活動内容、普及指導事業が林業の振興等にどれだけ機能しているのかということを経営者等関係者が十分知らないのではないか。</p>	<p>・ 同趣旨を基本的役割として記述</p> <p style="text-align: center;">”</p> <p>・ 森林の多面的機能の発揮のため必要技術と知識を普及すること、及び関係者の連携を促進していくことを基本として整理</p> <p>・ P 4 下段において地域において森林・林業を実際に担っている関係者で対応すべき課題を例示し、普及事業としてこれに対応する必要性を記述（P 5 中段）</p> <p>・ P 5 中段の で、普及事業の役割が見えにくくなっていることを記述</p>	<p>・ 人と自然が共生する社会の実現のため、国民の理解を促すことが重要課題として整理（P 5 上段）。但し、その実施は、技術を持った専門家集団としての位置付けから、P 8 下段のとおり整理。</p>

目次と関係する主な意見	中間論点整理における記述状況	中間論点整理に反映しない理由
<p>地方で林業をやっている人と話していると、普及指導職員が十分認知されていないと感じる。</p> <p>公益に加えて私益にも関わるのが普及の特徴であり、公益的機能を発揮しつつ、成長した人工林等を有効に利用する技術を普及していく必要あり。その点で普及指導職員の技術力はまだまだ低い。</p> <p>森林の公益性を扱うことは大変なボリュームの事業となる。懇談会をやるという前提は、厳しい財政状況を踏まえ、いかに普及指導をスリム化するかということ。普及事業としてどの部分を残し、最大限の効果を上げていくかがポイント。</p> <p>5. 林業普及指導事業の在り方の見直しの方向 (1) 林業普及指導事業の取り組むべき課題 ア 検討の視点</p> <p>普及の役割として、木材生産中心ではなく、水源のかん養など森林の公益的機能を発揮するために技術を指導することがまず重要。そうした場合流域単位での取組が必要となってくる。そのとりまとめが普及の仕事であり、そのことが一般行政と位置づけが違う部分。森林に関わる人たちにコーディネートしたり技術の指導を行うことが普及の仕事。</p> <p>たくさんの課題がある中で、林家等が求めているものは何で、普及指導職員がどのような役割を果たすべきかが重要。</p> <p>公益性は専門技術を持っていないとも行政マンでも言える。一般行政とは異なる普及としなくてはならない。</p>	<p>・ P 5 中段の で、普及事業の役割が見えにくくなっていることを記述</p> <p>・ P 5 中段の で、普及指導職員の技術水準が十分対応していないことを記述</p> <p>・ 「林業普及指導事業の在り方の見直しの必要性」全体的に記述</p> <p>・ 地域の多様な関係者が結集した地域林政の課題の克服に向けた取組に普及事業として積極的に関与する旨記述 ( P 6 中段 )</p> <p>・ 普及事業の取り組むべき課題を検討する中で、同趣旨により検討することを記述 ( 5 . ( 1 ) ア 全体 )</p> <p>・ 普及事業が取り組むことがべき課題・関わり方について の観点から検討する旨記述 ( P 6 中段 )</p>	

目次と関係する主な意見	中間論点整理における記述状況	中間論点整理に反映しない理由
<p>普及が取り組むべき課題を検討するときに、まず、普及以外で担える主体があるかどうか、その次に、市場メカニズムに委ねた場合、公益性が確保できるかどうかという視点が必要。視点の記述に公益性の確保を追加すべき。</p> <p>イ 林業普及指導事業の取り組むべき課題について持続的な森林経営の確立に資する技術の移転</p> <p>森林の公益的機能に関する技術の普及を担うことを明確にして欲しい。</p> <p>森林の多様な公益的機能に対して普及が具体的にどのように関わるかを明らかにして欲しい。</p> <p>高度な技術支援については、森林の有する多面的機能発揮のための森林施業の部分を強調できるようなことをしても良いのではないか。例えば、世の中の価値観や社会的ニーズの変化、吸収源としての森林の育成及び地球規模の課題に対応できる技術を普及することとして打ち出せないか。</p> <p>林業経営が破綻している状況を踏まえ、普及をどうしていくかが課題。山の価値を多面的機能に向けることも必要。</p> <p>林業は森林の生態系関係を含み、また、長期スパンを要するという特色があり、持続的経営の考え方が農業と異なる。</p>	<p>・普及事業が取り組むことがべき課題・関わり方についての観点から検討する旨記述（P 6 中段）</p> <p>・ 5 . ( 1 ) ア「検討の視点」で、多面的機能発揮のための技術を普及する旨記述（P 6 中段）。その上でイ及びで同趣旨を記述（P 6 下段、P 7 下段）</p> <p style="text-align: center;">”</p> <p>・森林・林業基本計画においては、森林の多面的機能の持続的発揮として社会的ニーズへの的確な対応や吸収源としての森林の育成等を掲げており、こうした要請に応えるものとして5 ( 1 ) イ を記述</p> <p>・ 5 . ( 1 ) ア「検討の視点」で、森林所有者等が厳しい現状を克服しつつ経営を確立していくよう技術を移転することが重要である旨記述（P 6 中段）。その上でイで普及が取り組むべき課題として同趣旨を記述</p> <p>・長期にわたる森林経営において生じる様々な問題を解決するためには、安定的な経営の確立が必要な旨記述（P 7 下段）</p>	

目次と関係する主な意見	中間論点整理における記述状況	中間論点整理に反映しない理由
<p>強風による被害で樹幹内部に外から見えない被害が出たり、苗木の病気が数十年たってから現れるようなこともあり、このような長時間たってから影響が現れるような問題に対しての指導が必要。</p> <p>普及職員が専門知識を活かして林業者の問題を解決して欲しい。</p> <p>AGから全国レベルでの林業技術のノウハウを教えてください。</p> <p>被害の初期段階から相談できる場を強く求めたい。</p> <p>多面的機能の発揮への指導方法を明らかにする必要がある。</p> <p>高度な技術を現場に普及することが強調されているが、誰のための技術かを考える必要あり。公益的機能発揮の技術へのニーズは森林所有者から出にくいのが、一般国民の期待は大きく、公益的機能のための技術を明示した方がよい。そういう意味では、森林・林業基本法により森林所有者の責務が義務づけられており、この観点を公益的機能のための技術の普及の必要と結びつけられないか。</p> <p>意欲ある中核的林家を技術で支えて欲しい。</p> <p>林家が相談に行ける窓口的なものが必要ではないか。</p> <p>林業離れの状況の中で林家を林業に引きつけていくことが必要。</p>	<p>・長期にわたる森林経営において生じる様々な問題の例示として記述（P7下段）</p> <p>・5（1）イ 全体で普及職員が技術支援を行う旨記述</p> <p>・5（1）イ 全体で普及職員が試験研究機関と森林所有者等の橋渡し役として対応する旨記述</p> <p>・長期にわたる森林経営において生じる様々な問題に普及職員が主導的に対応する旨記述（P7下段）</p> <p>・5（1）イ 全体で、厳しい現状を克服しつつ森林所有者等が安定的な経営を確立するよう技術について、課題により普及事業としてどう関わるか記述</p> <p>・普及すべき技術に公益的機能発揮があることや公益的機能発揮に資する技術を採算性等の面を確保することと森林所有者に必要とされる技術として普及していく旨を記述（P7上段）</p> <p>また、「2. 基本的役割」で森林所有者の責務について記述（P2下段）</p> <p>・5（1）イ 全体で普及職員が技術支援を行う旨記述</p> <p>”</p> <p>”</p>	

目次と関係する主な意見	中間論点整理における記述状況	中間論点整理に反映しない理由
<p>林業の採算性が悪化する中では市場メカニズムに委ねることが困難との記述があるが、林業の採算性が好転しても市場メカニズムに委ねることはできないものはいくらでもあり、「林業の採算性」の記述は不要。</p> <p>市場メカニズムは21世紀には破綻するものと認識。民間の活用とか民間に委ねるといった言い方だと理解できる。普及の事業を民間や森林組合に委ねることは積極的に行うべきであり、案文は物足りない。</p> <p>地域全体として取り組む課題実施への参画</p> <p>公益的な機能をコーディネートする技術も非常に高度な技術。</p> <p>林業が成り立たなくなっている中で放置されている森林の扱いについて、森林所有者からの声があがらないが、放っておくと多面的機能にも影響が出る。こうした問題に対しても取り組むべき。</p> <p>採算性の合う森林が少ない現状にあることから、下流域、異業種の人たちを巻き込んだ森林整備への取組に対する普及指導を推進すべき。</p> <p>地域の取組への支援</p> <p>環境教育は一般林業行政が担うのが基本としているが、今の林野庁の行政の流れと照らしてそれでよいのだろうか。</p>	<p>・市場メカニズムという用語を用いず、林業者が対価を払って民間から技術や知識を得ることができるとするよう工夫。また、民間に委ねられるものは民間でという趣旨の記述が強化されるよう工夫。</p> <p>なお、民間が実施する分野については、5.(2)アで記述することにした。</p> <p>・5(1)イ 全体で森林の多面的機能の発揮のため、地域の面的な取組に普及職員の技術・知識を背景に、関係者の連携・調整を図る旨記述</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>・5(1)イ 全体で、地域ぐるみの森づくり等広く国民の参画を得た取組に対しても積極的に関与する旨記述</p>	

目次と関係する主な意見	中間論点整理における記述状況	中間論点整理に反映しない理由
<p>放棄された森林が多くなっており、木材生産が経済的に困難になっている林家に対して、森林の保全の技術を伝えることが緊急に必要。環境教育は林研グループでも担うことが可能。</p> <p>施業計画の認定が県から市町村に移ったことを踏まえ、市町村で実施することもあるのではないか。</p> <p>市町村の林業担当者が限られている中で市町村がどれだけ関与できるか疑問。</p> <p>(2) 民間との連携の在り方 ア 民間が実施する分野イ 民間との連携の在り方</p> <p>論点整理の項目として、「民間との連携、役割分担」が必要。</p> <p>(3) 今後の運営の在り方 ア 事業運営の仕組み</p> <p>技術のニーズを林家や一般国民から汲み上げること も普及の基本的役割。</p> <p>イ 地域における弾力的な事業運営</p> <p>最近の傾向として住民が主体として実施すべきとの考え方もあり、実施方針策定等に当たっては地域の合意形成を図った上で地域住民の意向を反映することが落としどころかもしれない。</p> <p>市町村合併の動きの中で普及指導区の配置について見直す必要がある。</p> <p>県が実情に応じて弾力的に普及指導事業を実施していると理解。</p>	<p>・ 5 ( 1 ) イ 全体で記述</p> <p>・ 現状では市町村の実施能力が十分ではないと思われるが、市町村が担えるものについては市町村に担わせ、普及指導職員はそうした取組に協力するとの趣旨を記述。( P 8 下段 )</p> <p>・ 項目を立てた</p> <p>・ 地域の林業・森林関係者や地域住民の要請を的確に把握する旨記述 ( P 1 0 上段 )</p> <p>・ 実施方針策定に当たっては、地域住民の意向を反映する旨記述 ( P 1 0 下段 )</p> <p>・ 普及指導区の廃止を含めた普及職員の活動範囲の柔軟な設定等事業の弾力的運営を図る旨記述 ( P 1 0 下段 )</p>	

目次と関係する主な意見	中間論点整理における記述状況	中間論点整理に反映しない理由
<p>高度な技術支援の対象を、林業生産技術等全国で一律に規定するのは無理であり、地域によって重点を置く対象が違うのではないか。</p> <p>(4) 組織体制の在り方と普及指導職員の養成方法 ア 組織体制の在り方</p> <p>普及指導職員の配置は専任にしてほしい。</p> <p>普及職員を専任とすべき。そのために人数が減ることになるが、普及に徹し、職員が自覚を高め技術を磨くようになればよい。</p> <p>普及職員が兼任する一般行政の内容が問題なのではないか。造林や特用林産ならば行政施策と組み合わせることで有効な普及ができる。</p> <p>普及は人と人をつなぐ事業であり、普及対象の林家等に存在感を認められるものでなくてはならない。存在感があるような実態・資質向上でなくてはならない。</p> <p>在任期間の長期化等の勤務形態の検討も必要でないか。</p> <p>普及職員が山に来て直接指導することが最近少ない。</p> <p>普及職員が専門知識を活かして林業者の問題を解決して欲しい。</p>	<p>・都道府県の状況に応じて策定された実施方針で、弾力的な普及に取り組むことを記述 (P 10 下段)</p> <p>・普及指導職員がその役割を十分果たすことができる、普及員の配置や勤務態勢を確保するよう記述 (P 11 中段)</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p>	

目次と関係する主な意見	中間論点整理における記述状況	中間論点整理に反映しない理由
<p>イ 普及指導職員の資質と養成方法</p> <p>AGはSPに頼る傾向がある。AGとSPの区分を廃止してもよいのでは。</p> <p>林家の立場からAGに望むのは、技術指導である。先進地の技術習得のための研修等により、技術の向上に努めていただきたい。</p> <p>高度な技術を持った専門家とアドバイザーを同一人に求めるのは困難。まず専門分野を極め、数年の経験を踏まえた後複数の専門分野を持つ。その時にアドバイザーなりコーディネーター機能を併せ持てるようになる。このことがAGとSPの違いになるのではないか。二つの機能を同一人物に一度に求めるのではなく、普及指導職員の養成の中で段階的に身につける仕組みが必要。</p> <p>(5) 国の関与の在り方</p>	<p>・趣旨を踏まえてSP・AGのそれぞれの機能と職員の配置について整理することを記述(5(4)イ全体で記述)</p> <p>・普及組織の一層のスリム化が求められる中で、個々の普及職員が今以上に高い能力が求められている。普及職員の養成方法については今後検討する旨記述(P11下段)</p> <p>・今後、試験研究機関と普及指導員の役割、SP、AGのそれぞれの機能と職員の配置の関係を改めて整理することを記述(P12上段)</p>	